

2019年度

観光振興事業費補助金

(クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業)

募集要領

(第1回)

■応募受付期間

2019年4月1日(月)～2019年5月20日(月)
17:00(必着)

■提出先・問い合わせ先

国土交通省港湾局海洋・環境課 鈴木、藤野

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

連絡先 Tel.03-5253-8111(内線 46-652、46-684)

03-5253-8684(直通)

Eメール:suzuki-j2pd@mlit.go.jp

fujino-a86s3@mlit.go.jp

■目 次

I. クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業の概要	
1. 背景、目的	3
2. 事業内容	
2. 1 補助対象事業	3
2. 2 補助対象経費等	4
2. 3 補助対象事業者	4
2. 4 事業計画の策定	5
II. 応募申請、審査・評価について	
1. 応募（申請）について	6
2. 応募された事業計画の審査・評価	6
3. 事業計画の採択	7
III. 補助金の交付等	
1. 補助金の交付申請	8
2. 交付決定（交付決定変更も含む）	8
3. 補助事業の計画変更について	8
4. 実績報告及び補助金の額の確定について	9
5. 補助金の経理	9
6. 事業中及び事業完了後の留意点	
6. 1 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等	9
6. 2 取得財産の管理等	9
6. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等	10
6. 4 アンケート、ヒアリングへの協力	10
6. 5 情報の取り扱い等	10

【別添資料】

- ・ 事業計画の申請書（様式1、様式1の別添）・・・・・・・・・・・・・・・・別添1
- ・ 事業計画（様式1の別添）記入要領・・・・・・・・・・・・・・・・別添2
- ・ 提出物チェックリスト・・・・・・・・・・・・・・・・別添3
- ・ 事業実施フロー・・・・・・・・・・・・・・・・別添4
- ・ 観光振興事業費補助金（クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業）
 交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・別添5

I. クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業の概要

1. 背景、目的

近年、アジアをはじめ世界のクルーズ人口の増加を背景に、クルーズ船で我が国を訪れる訪日クルーズ旅客数が急増しています。政府目標においても「訪日外国人旅行者数を2020年に4000万人、訪日クルーズ旅客を2020年に500万人」と設定しており、更なる受入拡充に向けた取組が必要とされています。

一方、現状のクルーズ旅客等の寄港地観光においては、観光資源の多様性に乏しいことや、一度に多くの旅客が集中することによる混雑のため、観光客の満足度や地域への経済効果が限定的になっている等の課題が見受けられます。

クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業（以下、「本事業」という。）は、水上交通や地域の観光資源を活用した新たなツアー造成や観光資源のインバウンド対応を図るために実施する事業を対象として補助金の交付を行うことにより、クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上及び地域経済効果の最大化を行うことを目的としています。

2. 事業内容

2. 1 補助対象事業

本事業は、クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上及び地域経済効果の最大化を図る上での現状課題を踏まえ、水上交通や地域の観光資源を活用した新たなツアー造成や観光資源のインバウンド対応を図るために実施する事業で補助対象事業者が策定する事業計画（以下、「事業計画」という。）に位置づけられている事業が対象になります。

2. 2 補助対象経費等

補助対象経費の区分及び補助率は、次のとおりです。

補助対象経費の区分	補助率
クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上・消費拡大を促進するため、水上交通や地域の観光資源を活用した新たなツアー造成や観光資源等のインバウンド対応に必要な費用	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ICT 等を活用した多言語化情報発信や観光資源の魅力増進に要する経費のうち設備整備費、システム開発費、物品購入費及び調査費（設備整備やシステム開発と一体で実施するものに限る） <p style="margin-left: 20px;">例：デジタルサイネージ、QRコード付案内板、多言語案内標識、多言語パンフレット、通訳機器・音響システム、VR等観光コンテンツ、観光資源の事前予約システム、キャッシュレス対応、Wi-Fi環境の整備 等</p>	1/3 以内
<ul style="list-style-type: none"> ・ クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の快適性や利便性、安全性を確保するための地域の観光資源等の受入環境整備に要する経費のうち本工事費、附带工事費、測量設計費及び補償費 <p style="margin-left: 20px;">例：プロムナードの整備、洋式トイレの整備、照明の整備、手すり・フェンスの整備等安全対策 等</p>	

(注)

1. 国による固有の補助金等の給付を既に受けている場合、受けることが確定している場合又は交付対象となる可能性がある場合には、原則として補助金の対象にはならない。
2. 補助対象経費には、土地の取得に要する費用を除きます。
3. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとします。

2. 3 補助対象事業者

本事業の補助対象者は、港湾管理者、地方公共団体、民間事業者（DMOを含む）又は左記により構成されるコンソーシアムを対象とします。

ただし、補助対象事業者及び関係者が次の（1）から（7）までのいずれかに該当する場合は補助対象外となります。また、採択後に判明した場合も補助対象外となります。

- (1) 役員等（事業者が個人である場合にはその者を、事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 下請契約その他の契約に当たり、その相手方が（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) 事業者が、（1）から（5）までのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（（6）に該当する場合を除く。）に、国が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。

2. 4 事業計画の策定

事業計画には、事業の実施に関する次の事項を定めるものとします。

- (1) 計画名
- (2) 対象とする観光資源名と港湾名及び地区名
- (3) 事業者名、事業実施体制・役割分担
- (4) 事業概要（現状課題、対応方針・目標、対象事業、位置図、水上交通等の経路図、事業後のイメージ図等）
- (5) 工程表（2020年3月末までに完成予定とする）
- (6) 概算事業費（補助対象設備等 事業項目毎に記載すること）
- (7) 事業効果
- (8) その他必要な事項（他事業との連携等）

Ⅱ. 応募（申請）、審査・評価について

1. 応募（申請）について

以下のとおり、新規事業計画を募集いたします。

■提出書類

・新規事業計画の申請の場合

- (1) 事業計画の申請書（様式1（要領の別添1））
- (2) 事業計画（様式1の別添（要領の別添1））
- (3) 同添付資料

別添3に掲げる書類を添付資料として提出して下さい。

■2019年度（第1回）応募受付期間

応募受付期間： 2019年4月1日（月）～
2019年5月20日（月）17:00（必着）
※応募結果の通知は、2019年6月頃を予定。

■応募書類の提出先

国土交通省港湾局海洋・環境課 藤野

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館8階

連絡先 Tel. 03-5253-8111（内線 46-684）

03-5253-8684（直通）

■応募書類の提出方法

応募書類は、紙及び電子媒体（CD-R等）にて、持参、郵送（書留郵便に限る。）により提出下さい。郵送（書留郵便を除く。）又は電送（電子メール、ファクシミリ等）によるものは受け付けません。なお、申請書の添付書類については、電子媒体での提出は不要です。

2. 応募された事業計画の審査・評価

応募受付期間中に応募のあった事業計画については、以下の観点から審査・評価します。審査・評価の過程で、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して、必要に応じ、追加の資料請求やヒアリング等を行う場合があります。

また、応募書類に虚偽の記載をした場合には、当該応募を無効とすることがあります。

■審査・評価の観点

① 申請者の適性

- ・本事業の背景、目的に関する理解度
- ・本事業を実施する適性、事業の実施体制、クルーズ・観光振興に係る過去の活動実績・経験の有無

② 事業計画の適性

- ・事業計画の内容と本補助事業の目的との整合性
- ・国際観光旅客税の用途に関する基本方針（※）との整合性
- ・公共性、公益性
- ・事業計画の実現可能性、効率性
- ・概算事業費、経費内訳及び資金計画の妥当性
- ・事業実施による効果の妥当性

※国際観光旅客税の用途に関する基本方針

観光庁 HP 参照 (<http://www.mlit.go.jp/common/001266561.pdf>)

3. 事業計画の採択

有識者委員会の審査・評価結果等を踏まえ、国土交通省港湾局長が事業計画の策定者に対し、書面により結果を通知いたします。併せて、事業計画に位置づけられた補助対象事業の内容を踏まえ、予算額（執行可能額）を補助事業者へ通知（内定通知）します。

Ⅲ. 補助金の交付等

事業採択の通知時に、交付申請手続き等について、お知らせします。

補助金の交付申請受付窓口は、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等です。補助金の交付申請等にあたっては、観光振興事業費補助金（クルーズ旅客等の満足度向上・消費拡大促進事業）交付要綱及び本募集要領に記載されている内容を遵守して頂きます。

1. 補助金の交付申請

- ・ 交付決定前に事業着手している事業は、補助対象外となります。
- ・ 消費税及び地方消費税（「消費税等」といいます。）については、消費税等相当額から消費税仕入控除税額を減額した額を補助対象とします。

2. 交付決定（交付決定変更も含む）

交付申請された内容について、次の事項等について審査したうえで交付決定（変更）されます。

- ・ 交付申請の内容が交付要綱及び募集要領等の要件を満たしていること。
- ・ 交付申請の内容が、事業計画の内容に適合していること。
- ・ 補助対象経費に、国からの他の補助金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項第1号から第4号に規定する補助金等）が含まれていないこと。

3. 補助事業の計画変更について

補助事業者は、やむを得ない事情により、次の（1）又は（2）を行おうとする場合には、あらかじめ承認を得る必要があります。

（1）補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合

（2）補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに報告し、その指示に従っていただきます。

以上の手続きを行わず、計画内容を変更し、受理された事業計画と異なるも

のを実施したと判断された場合、補助の対象となりませんので、ご注意願います。また、既に補助金を受領していた場合には、補助金の返還を求めることがありますのでご留意願います。

4. 実績報告及び補助金の額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等へ実績報告書を提出して下さい。

事業実施箇所を管轄する各地方整備局（港湾空港関係）等の事務所等は、実績報告書を受領した後、交付申請に沿って補助事業が実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じ現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定します。

5. 補助金の経理

補助事業者は、補助事業に係る収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておく必要があります。

特に支出額については、支出内容を証する書類（契約書、支払領収書等）を整備し、収支簿とともに、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければなりません。

6. 事業中及び事業完了後の留意点

6. 1 会計検査に伴う資料請求及び現地検査等

事業の完了後、実績報告書の提出を受け、必要に応じて関係資料の提出依頼及び現地検査を行う場合があります。

また、本事業は会計検査院による検査対象となります。補助金の適正な執行及び補助事業に関する書類（経理処理関係書類を含む。）の整理・保存に十分ご留意下さい。

6. 2 取得財産の管理等

補助対象事業者は、取得財産について、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を

制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定めた件（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）で定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間、大臣の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して処分することはできません。

また、承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることがあります。

6. 3 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等

万一、交付要綱に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- (1) 適正化法第 17 条の規定による交付決定の取消、第 18 条の規定による補助金等の返還及び第 19 条第 1 項の規定による加算金の納付。
- (2) 適正化法第 29 条から第 33 条までの規定による罰則。
- (3) 相当の期間、補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

6. 4 アンケート、ヒアリングへの協力

補助期間中若しくは終了後、本事業に関する調査・評価のために、アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

6. 5 情報の取り扱い等

本事業について広く一般に紹介するため、国土交通省のホームページ、パンフレット等に事業内容等に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類に記載された内容等について、補助事業者等の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。